

旧耐震空き家除却促進事業補助金

～空き家の除却費用の一部を補助します～



坂出市では地震による倒壊等の危険性のある空き家（旧耐震基準にて建築された空き家）の除却を促進し、地域の住環境の向上および安全安心なまちづくりの推進を図るため、空き家の除却を行う所有者等に補助金を交付します。

- 対象となる方 補助対象住宅の所有者、またはその相続人等（個人に限る。）
(本補助金または老朽危険空き家除却支援事業補助金を受けた者・受ける予定の者およびこれらの者と同一世帯に属する者を除く。)
- 対象となる住宅 旧耐震基準(昭和 56 年 5 月 31 日以前)で建築された空き家となっている住宅(概ね 1 年以上使用がなされていないこと)
- 対象となる工事 補助対象住宅を市内業者が解体する工事
※令和 9 年 3 月 15 日（月）までに工事を完了すること
- 補助金の額 補助対象経費に 4 分の 1 を乗じて得た額とし、100 万円を上限
(家財道具の処分、附属する建物、門および塀等、地下埋設物(浄化槽等)の撤去、敷地内の立木竹等の伐採に要する経費等は補助対象外。)
- 事前申込
 - 期 間 令和 8 年 9 月 10 日（木）～予算の範囲内先着順
(土日祝日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分)
 - 場 所 坂出市本庁舎 3 階 危機管理課窓口
 - 提出書類 事前申込書、工事見積書（写し）、建築年が確認できる書類、空き家の現況写真、位置図(地図)
- 選 定 事前審査し、適当と認めるときは、当該申込書を提出した者を補助予定者として決定する。
ただし、申込者多数により補助金の交付申請予定額の合計が予算額を超えたときは、抽選により補助予定者を決定する。
- 補助申請 補助予定者となられた方に補助申請を行っていただきますが、複数の書類が必要となります。
- お問い合わせ 坂出市総務部危機管理課（安全安心係）

TEL：0877-44-5023

FAX：0877-44-5032

※詳しくは事前にお問い合わせください。

旧耐震空き家除却促進事業補助金の申請手続きの流れ

